

## 2018年度版刊行にあたって

日本の名目GDPは、諸外国に比べ極めて低成長です。その原因であるデフレ脱却のため、安倍政権はマネタリー・ベースを急拡大させました。また日本経済を浮上させるための財政支出などを行ってきた結果、国の借金は拡大し続け1,000兆円を超えるという先進国最悪レベルに陥ってしまいました。そこで安倍政権はこれ以上の借金の拡大を防ぎ基礎的財政収支を均衡させるため、成長によって税収を拡大させようと取り組んで来ました。

その結果、日経平均は2倍に上昇、雇用は200万人近く増加し、正社員の有効求人倍率は1倍を超え、賃金も2%程度の賃上げが4年連続で実現するなど、雇用・所得環境はゆっくりと改善してきています。

この成長軌道を確認なものとするため、「生産性革命」と「人づくり革命」を断行することとしています。このため税制面では、働き方の多様化を踏まえ「働き方改革」を後押しすべく個人所得課税の見直しを行いました。さらに、生産性向上のための設備投資と持続的な賃上げを後押しする観点から中小企業の設備投資を促進するための税制上の措置を講じています。また観光立国実現や地方創生推進等々も目指した改正になっています。

2018年度版の改訂は、これらの改正のうち2018年から適用される部分の加筆・修正を行い、2019年以降適用されるものについては適宜注釈を加えることにいたしました。

本書は、所得税、法人税、相続税・贈与税という主要な税金以外に消費税や事業税或は住民税など日常の経済活動や社会活動に必要で基本的な税

金を網羅的に取り上げています。またその解説にあたっては、税制改正による取扱い変更点のみに止めず、時代の変化によって重要度を増してきた項目やその経緯・趣旨など、銀行業務検定試験「税務4級」合格に役立つ情報をすべて織り込むことに努めました。

本書が、銀行業務検定試験の受験者のみならず、企業の経営者、経理担当者、会計事務所の職員、一般の商工業者、会社員など多くの方々の税金の知識を深めるために、お役に立てれば幸いです。

最後になりましたが、本書の刊行にあたってご協力いただきました経済法令研究会制作本部の方々に厚く御礼申し上げます。

2018年6月

蒔田 知子

三野 隆子

## I 税金とは

---

- 1 税金にはどのような種類があるのか 2
- 2 税金を負担する人が税金を納めるのか 4
- 3 税金はだれが計算するのか 6
- 4 税金の事務はどこで行っているのか 8
- 5 税額が違っていたらどうするのか 10
- 6 期限までに申告できなかったらどうするのか 12
- 7 税務署の処分には不満があるときはどうするのか 14
- 8 税金はどのようにして納めるのか 16
- 9 青色申告とはなにか 18
- 10 税金にも時効があるのか 20
- 理解度テスト1 22

## II 所得税とは

---

- 1 所得税とはどのような税金か 26
- 2 所得税の計算は、どのようなしくみになっているのか 28
- 3 所得税がかからない所得にはどのようなものがあるのか 30  
—その1 非課税の利子・配当
- 4 所得税がかからない所得にはどのようなものがあるのか 32  
—その2 給与、譲渡、一時等
- 5 利子所得とはどのようなものか 34
- 6 配当所得とはどのようなものか 36
- 7 特定口座とはどのようなものか 38
- 8 配当控除とはどのようなものか 40
- 9 金融商品の課税はどのように行われるのか 42
- 10 源泉徴収制度とはどのようなものか 44
- 11 不動産所得とはどのようなものか 46
- 12 礼金や敷金をもらったらどうなるのか 48
- 13 不動産所得の必要経費にはどのようなものがあるのか 50

- 14 譲渡所得とはどのようなものか 52
- 15 譲渡所得の取得費・譲渡費用とはどのようなものか 54
- 16 居住用不動産を譲渡したらどのような特例を受けられるのか  
56
- 17 事業用資産の買換えとはどのような制度か 58
- 18 交換や収用などの特殊な譲渡には、どのような救済措置がある  
のか 60
- 19 時価より安く資産を譲渡したらどのように扱われるのか 62
- 20 事業所得とはどのような所得か 64
- 21 山林所得とはどのような所得か 66
- 22 一時所得・雑所得とはどのような所得か 68
- 23 給与所得と退職所得とはどのような所得か 70
- 24 損益通算や損失の繰越控除とはどのようなものか 72
- 25 所得控除にはどのようなものがあるのか 74  
—その1 7種類の物的控除
- 26 所得控除にはどのようなものがあるのか 76  
—その2 8種類の人的控除
- 27 一般的な税額計算はどのように行うのか 78
- 28 税額計算等の特例にはどのようなものがあるのか 80  
—平均課税
- 29 借金で自宅を建てた場合の優遇措置とはどのようなものか 82
- 30 所得税の申告にはどのような種類があるのか 84
- 理解度テスト2 86

### III 相続税・贈与税とは

---

- 1 相続税・贈与税とはどのような税金か 90
- 2 相続人にはだれがなるのか 92
- 3 財産はどのように分けるのか 94
- 4 どのような財産に相続税がかかるのか 96

## CONTENTS

---

- 5 HOW MUCH もらった財産? 98  
—その1 不動産の評価はどのようにするのか
- 6 HOW MUCH もらった財産? 100  
—その2 マンションや貸ビルとその敷地の評価
- 7 HOW MUCH もらった財産? 102  
—その3 株式の評価はどのようにするのか
- 8 HOW MUCH もらった財産? 104  
—その4 預貯金やゴルフ会員権の評価はどうするのか
- 9 生命保険金や退職金には相続税がかかるのか 106
- 10 借金があるときはどうなるのか 108
- 11 生前に贈与した財産はどうなるのか 110
- 12 相続税はどのように計算するのか 112
- 13 配偶者や未成年者には、どのような配慮がされているのか 114
- 14 いつまでに申告しなければならないのか 116
- 15 納税資金がないときはどうすればよいのか 118
- 16 どのような場合に贈与税がかかるのか 120
- 17 贈与税はどのように計算するのか 122
- 18 相続時精算課税ってどのような制度? 124
- 19 マイホーム資金をもらったらどうなるのか 126
- 20 夫婦間の贈与はどのように取り扱われるのか 128
- 21 納税額が違っていたらどうすればよいのか 130
- 理解度テスト3 132

## IV 法人税とは

---

- 1 法人税とはどのような税金か 140
- 2 純利益と所得とはどう違うのか 142
- 3 収益はどのように扱われるのか 144
- 4 役員の給与はどのように扱われるのか 146
- 5 減価償却はどのように行うのか 148
- 6 交際費や寄付金はどのように扱われるのか 150

- 7 租税公課などの費用はどのように扱われるのか 152
- 8 引当金や圧縮記帳とはどのようなものか 154
- 9 法人税はどのように計算するのか 156
- 10 法人税の申告はいつまでに行うのか 158
- 理解度テスト4 160

## V その他の税金

---

- 1 事業税とはどのような税金か 164
- 2 固定資産税とはどのような税金か 166
- 3 不動産取得税とはどのような税金か 168
- 4 消費税とはどのような税金か 170
- 5 法人住民税とはどのような税金か 172
- 6 個人住民税とはどのような税金か 174
- 7 印紙税とはどのような税金か 176
- 8 事業所税とはどのような税金か 178
- 9 登録免許税とはどのような税金か 180
- 理解度テスト5 182

●資料 税率表一覧 185

●理解度テスト解答 189

### 本書の内容に関する訂正等の情報

本書は内容につき精査のうえ発行しておりますが、発行後に訂正（誤記の修正）等の必要が生じた場合には、当社ホームページ (<https://www.khk.co.jp/>)に掲載いたします。

# CONTENTS

---

---

I

税金とは



# 1

## 税金には どのような種類があるのか

### 1. 国税と地方税に大別される

私たちは、安全で豊かな生活を営むために必要な役割を国や地方公共団体に期待し、その費用として税金を負担しています。この税金をだれがかけ、どこで徴収するかという点から区分すると、国税と地方税に分かれます。国税は、国がかける税金です。つまり国の歳入となる税金です。これに対して、都道府県や市町村などの地方公共団体がかけ、地方公共団体の歳入となる税金を地方税といいます。

この地方税は、だれが課税するかによって都道府県税と市町村税とに分かれますが、東京都の場合は都道府県税に相当する税金を東京都が、市町村税に相当する税金を東京都の特別区がかけています。

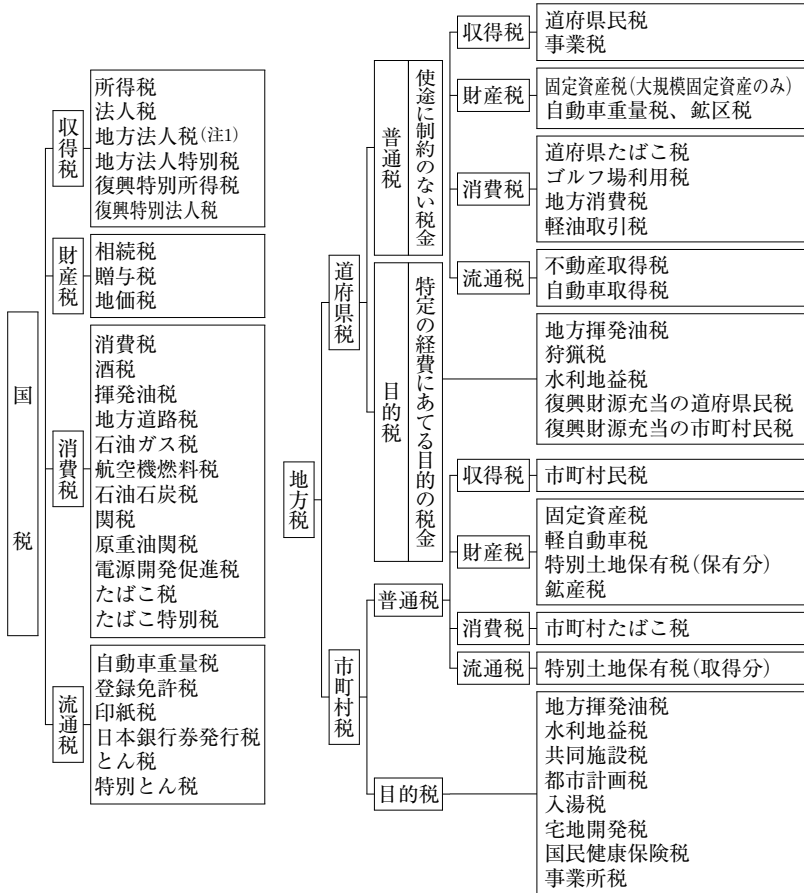
### 2. 普通税と目的税とに分類できる

公共サービスを提供するのに必要な資金は、税金というかたちで国民が負担することになりますが、なにを基準として税金をかけるのかという観点から税金を分類することもできます。具体的には、収入を得ているという事実や財産をもっているという事実、あるいは、消費や財の移転という事実にもとづいて、取得税、財産税、消費税、流通税というように分かれます。

さらに、徴収した税金をどのような歳出にあてるのかという観点から普通税と目的税に区分することができます。普通税は、一般的な経費にあてるための税金で、特定の費用や支出とはヒモ付きになっていない税金です。一方、道路の整備にあてるなど一定の支出目的をもって課税、徴収される税金を目的税といいます。



## 税金の種類



- (注1) 地方法人税は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用されている。
- (注2) 国際観光旅客税(仮称)が創設されており、平成31年1月7日以降適用される予定です。また平成31年度税制改正において森林環境税(仮称)および森林環境譲与税(仮称)を創設するとされています。

### 地方交付税

国や地方公共団体は、行政活動を通じてさまざまな公共サービスを提供しています。そのため、国、地方公共団体はそれぞれ財政の歳入が必要です。

しかし、経済力は地域的に偏りがあり、地方公共団体の歳入に格差があるため、この不均衡を是正する目的で、国は地方公共団体に対し地方交付税などを交付するとともに地方税の一部を分離した地方法人税および地方法人特別税を創設し、地方へ配分することになっています。

# 2

## 税金を負担する人が 税金を納めるのか

### 1. 直接税と間接税に区別される

税金を実質的に負担する人と税金を納める人が同じかどうかという観点から税金を分類すると、直接税と間接税に区分されます。

税金を実質的に負担する人がその税金を直接納めるものを直接税といいます。たとえば、所得税、法人税、あるいは事業税や固定資産税などの税金は、負担する人と納める人がイコールですから直接税です。

一方、税金を実質的に負担する人と税金を納める人とが異なっているものを間接税といいます。たとえば、消費税、酒税、たばこ税などの税金は、小売店などの販売価格に含まれています。そのため、商品を購入する一般消費者が実際に税金を負担しますが、税金を納めるのはそれらの税金を預かった小売店です。だから、これらの税金は間接税となります。

### 2. 税負担の公平にも2つの見方がある

だれもが自分の税負担は重いと考えています。ですから、税金を公平にかけることが必要です。しかし、一口に税負担の公平といっても次のように2つの考え方があります。

- (1) 垂直的公平……大きな経済力を持つ人はより多くの税金を負担すべきであるという考え方です。たとえば、所得や財産が多いほど高い累進税率を適用する所得税・住民税や相続税などは、その代表的な例です。
- (2) 水平的公平……消費の大きさが等しければ等しく税金を負担すべきであるという考え方です。まさに、消費税やたばこ税などが

## 小島興一

税理士法人中央総研代表社員会長、公認会計士・税理士

滋賀大学経済学部卒業，ユニチカ(株)入社後税理士試験・公認会計士試験に合格。大手監査法人代表社員を経て昭和59年4月開業。平成3年7月監査法人東海会計社設立。平成15年1月税理士法人中央総研設立。中央総研グループで金融機関や上場会社など約2,800社の企業顧問として実務にあたるかわら、経営セミナー、相続税対策、法人税節税セミナーなどの講師として活躍。

著書「図解でわかる 提案融資に活かす「法人税申告書」の見方・読み方」「コンサルティング機能強化のための決算書の見方・読み方」「給与賞与退職金の会社税務Q&A」「ディスクローズ時代の企業会計と連結納税」「FA相談事例集」「法人税法の学び方」「法人税の基礎と応用」「法人税ワークブック」「日本のM&A実践講座」「重要算式集(法人税)」「新土地税制のすべて」等、多数

## 蒔田知子

三重県立四日市商業高等学校卒業後、松下電工(株)勤務を経て、公認会計士小島興一事務所(平成15年より税理士法人中央総研)入所。平成2年12月税理士試験合格。資産家の財産および事業承継を担当する資産税部を統括する代表社員常務理事として活躍中。

著書「新土地税制のすべて」「税金のしくみが3時間でわかる事典」「成功する社長は決算と節税に強い」「これが定番受験相続税法の学び方」「給与賞与退職金の会社税務Q&A」

## 三野隆子

お茶の水女子大学家政学部卒業後、県立高等学校教諭を経て、公認会計士小島興一事務所入所。平成2年12月税理士試験合格。資産税部に5年間在籍の後、平成7年より郷里香川県にて三野豊税理士事務所に入所ののち、平成30年6月より、三野隆子税理士事務所開設。

著書「税金のしくみが3時間でわかる事典」「受験対策シリーズ税務3級」

---

## 税金入門 2018年度版

---

2018年7月28日 2018年度版第1刷発行

編著者 小島興一  
蒔田知子  
三野隆子

発行者 金子幸司  
発行所 (株)経済法令研究会

〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21  
電話 代表03(3267)4811 制作03(3267)4823

---

営業所/東京03(3267)4812 大阪06(6261)2911 名古屋052(332)3511 福岡092(411)0805

---

カバーデザイン/清水裕久(Pesco Paint)  
制作/岡本彩 印刷/日本ハイコム(株) 製本/株島崎製本

---

©Koichi Kojima, Tomoko Makita, Takako Mino 2018  
Printed in Japan

ISBN978-4-7668-3386-7

“経済法令グループメールマガジン” 配信ご登録のお勧め  
当社グループが取り扱う書籍、通信講座、セミナー、検定試験情報等、皆様にお役立ていただける情報をお届け致します。下記ホームページからご登録いただけます。  
☆ 経済法令研究会 <https://www.khk.co.jp/> ☆

定価はカバーに表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えます。